

技術者に係る特約条項

(定義)

第1条 本特約条項において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監理技術者補佐 建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。
- (2) 監理技術者等 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。

(監理技術者補佐)

第2条 受注者は、監理技術者補佐を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を発注者又は監督職員に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(読替え)

第3条 本特約条項を適用する場合にあっては、この契約書の各条項について、次の各号のとおり読み替える。

- (1) 第11条を、次のとおり読み替える。

第11条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者又は監督職員に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。ただし、第3号及び第4号について、これらを設置しない場合は、この限りでない。

- (1) 現場代理人
- (2) 次のア又はイのいずれかの者
(建設業法第26条第3項本文の規定に該当する場合は、専任の者とする。)
ア 主任技術者
イ 監理技術者(建設業法第26条第2項の規定に該当する場合。)
- (3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。)
- (4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなくかつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 建設業法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない監理技術者及び同条第4項に定める特例監理技術者は、監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を修了した者でなければならない。

- (2) 第13条第1項及び第2項中「主任技術者若しくは監理技術者」を、「監理技術者等」に読み替える。
- (3) 第44条第1項第3号中「第11条第1項に規定する主任技術者又は監理技術者」を、「第11条第1項第2号に掲げる者」に読み替える。
- (4) 第50条第2項中「主任技術者若しくは監理技術者」を、「監理技術者等」に読み替える。